

市有財産(土地・建物)売払一般競争入札  
入札案内書

入札日 令和8年5月13日(水)

入札に参加を希望される方は、本案内書をよく読み、内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

秋田市総務部財産管理活用課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話：018-888-5439

E-mail：[ro-fnpr@city.akita.lg.jp](mailto:ro-fnpr@city.akita.lg.jp)

# 目次

一般競争入札による市有財産(土地・建物)売払いの流れ .....	1
入札の説明	
1 入札物件 .....	2
2 入札参加者の資格 .....	2
3 現地確認 .....	3
4 資料の配付および閲覧 .....	3
5 質問書の受付および回答 .....	3
6 入札書 .....	3
7 入札の無効 .....	4
8 入札および開札の日時、場所 .....	4
9 入札当日に持参するもの .....	4
10 入札受付 .....	5
11 入札保証金の納付および還付 .....	5
12 入札結果の公表 .....	6
13 契約の締結 .....	6
14 契約保証金 .....	6
15 諸費用 .....	6
16 その他 .....	7
物件調書 .....	9
市有財産売買仮契約書(案) .....	13
様式 .....	17
提出書類等一覧表	

## 一般競争入札による市有財産(土地・建物)売払いの流れ (旧チャレンジオフィスあきた)

一般競争入札とは、市が定めた予定価格(最低入札価格)以上かつ最も高い価格で、有効な入札を行った方を落札者として決定する方法です。

<b>現地確認</b>	受付期間 令和8年2月9日(月)から令和8年3月13日(金)まで ※現地確認の日程は、調整の上、決定します
▼	
<b>質問受付・回答</b>	受付期間 令和8年2月9日(月)から令和8年3月27日(金)まで 回 答 秋田市ホームページに掲載
▼	
<b>入札</b>	入札日時 令和8年5月13日(水) 午前10時00分～ 受 付 午前9時00分～9時50分 開札時間 入札後に即時開札 会 場 秋田市役所6階 会議室6-A  入札受付で必要書類を提出し、入札保証金を納付してください。 ※落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還します。
▼	
<b>落札決定通知</b>	入札終了後、落札者の方に「落札決定通知書」を交付します。
▼	
<b>仮契約の締結</b>	本物件は議会の議決を要するため、仮契約後、議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じます。落札者は、落札決定通知を発した日を含む7日以内に仮契約を締結してください。 ※売買仮契約書(秋田市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
▼	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>議会への付議</b> </div>	
▼	
<b>本契約 契約保証金の納付</b>	議会の議決後、本契約に移行しますので、速やかに秋田市の発行する納入通知書で契約保証金を納付してください。 ※議決後、当課担当者よりご連絡いたします。
▼	
<b>売買代金の納付</b>	本契約日を含む30日以内に残金を納付してください。 売買代金の納入通知書は、契約保証金の納入通知書と併せて発行します。
▼	
<b>所有権移転登記</b>	・所有権移転登記手続きは、売買代金の完納を確認後、秋田市が行います。 ※所有権移転に必要な登録免許税(収入印紙)は、落札者の負担となります。  ・登記完了後、関係書類をお渡します。その際、受領書を提出していただき所有権移転の手続きは完了となります。

・上記事項は、入札の流れを簡略化したものです。上記にない事項については、入札案内書等の詳細を必ず確認してください。  
・議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

# 入札の説明

## 1 入札物件

区分	所在地番	地目 種類（構造）	面積	最低入札価格
土地	秋田市土崎港西三丁目 131 番	宅地	3,222.45 m <sup>2</sup>	土地 86,050,000 円
建物	秋田市土崎港西三丁目 131 番地 (家屋番号 131 番)	事務所（鉄骨鉄筋 コンクリート造陸 屋根 3 階建）	延床面積 2,978.97 m <sup>2</sup>	建物 82,775,000 円(税込み) (内訳) 75,250,000 円(税抜き) 7,525,000 円(消費税) 合計 168,825,000 円

※ その他詳細については、別紙「物件調書」のとおり

## 2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団ならびに同条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

### **3 現地確認**

---

現地確認を希望される場合は、次のとおり申込みをしてください。日程は、調整の上で決定します。

(1) 申込期間

令和8年2月9日（月）から令和8年3月13日（金）まで

(2) 申込方法

秋田市総務部財産管理活用課まで電話で申込み

電話番号 018-888-5439

受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで（土、日、祝日を除く）

### **4 資料の配付および閲覧**

---

地積測量図、建物図面（平面図）等の資料の配布および建設時の設計図面等の閲覧を希望する場合は、「3 現地確認」の申込方法と同様に秋田市総務部財産管理活用課まで電話でお問い合わせください。

### **5 質問書の受付および回答**

---

質問は、本案内書添付の質問書に内容を記入のうえ、秋田市総務部財産管理活用課へE-mail 又は持参のいずれかで申込んでください。

(1) 申込期間

令和8年2月9日（月）から令和8年3月27日（金）まで

(2) 回答方法

受付後、秋田市ホームページに掲載します。

### **6 入札書**

---

(1) 入札書には、物件番号、物件の所在地、入札者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、会社名および代表者名）を記入のうえ、押印してください。また、代理人が入札する場合は、入札者の住所、氏名（印は不要）を記入するとともに、代理人の氏名を記入し、委任状に押印した代理人使用印を押印してください。

(2) 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

(3) 記入は黒インクのボールペン等（消せるボールペンは不可）を使用してください。

- (4) 記載事項を訂正するときは、2本線を引き上部に正書のうえ押印してください。ただし、入札金額の訂正はできません。

## **7 入札の無効**

---

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 郵送による入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## **8 入札および開札の日時、場所**

---

入札日	令和8年5月13日(水)
受付時間	午前9時00分から午前9時50分まで
入札時間	午前10時00分から
開札時間	入札締切後直ちに開札
場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所6階 会議室6-A

## **9 入札当日に持参するもの**

---

入札参加を希望される方は、次の書類を入札当日に持参してください。書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

- (1) 入札書(様式第1号)
- (2) 入札用封筒(物件の所在地および入札者名を記載してください)
- (3) 入札保証金(現金又は銀行振出の小切手)
- (4) 入札保証金納付書(様式第2号)

(5) 身分証明書（個人、共同買受）

※入札日前3か月以内に本籍地のある市区町村長等の発行したもの

(6) 住民票（個人、共同買受）

※個人番号（マイナンバー）の記載がなく入札日前3か月以内に発行されたもの

(7) 法人登記簿謄本（法人）

※入札日前3か月以内に発行されたもの

(8) 委任状（様式第3号）（代理人が入札を行う場合に必要となります）

(9) 代表者選任届（様式第4号）（共同買受の場合に必要となります）

(10) 誓約書（様式第5号、様式第6号）

(11) 役員等名簿（法人の場合誓約書に添付）（様式第7号）

(12) 印鑑（代理人が入札を行う場合は委任状の代理人使用印と同一の印鑑を持参してください）

## 10 入札受付

---

(1) 提出書類等

「9 入札当日に持参するもの」のうち、(3)から(11)の必要書類を提出し、入札受付と同時に入札保証金の納付をしてください。

なお、入札保証金については、「11 入札保証金の納付および還付」をご確認ください。

(2) 所有権を共有としたい場合

所有権の共有を希望される場合は、必ず共有予定者全員分の提出書類を取りまとめて同時に入札受付を行ってください。この場合、代表者を定めたくて「代表者選任届」を提出し、入札受付は代表者が行ってください。

(3) 代理人により入札する場合

代理人により入札（入札書提出）をする場合は、「委任状」を併せて提出してください。なお、代理人による入札をする場合、代理人の誓約書も提出してください。

## 11 入札保証金の納付および還付

---

(1) 入札保証金は、「入札保証金納付書」とともに、現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を当該入札物件の所在地および入札者名を記載した封筒に入れて入札受付時に納付し、入札保証金受領書を受け取ってください。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金の納付に充当することができます。

- (3) 落札者が指定期日までに市有財産売買仮契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は返還しません。
- (4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は、当日還付します。

---

## 1 2 入札結果の公表

---

入札結果については、その内容（物件所在地、面積、落札金額）を秋田市ホームページにおいて公表します。

---

## 1 3 契約の締結

---

- (1) 落札者に対して、開札終了後に契約手続き等について説明を行います。落札者又はその代理人は、必ず契約説明を受けてください。
- (2) 契約の締結は、落札決定通知書を発行した日を含む7日以内に行います。ただし、議会の議決に付すべき契約となるため、市有財産売買仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約に移行します。
- (3) 落札決定通知書を発行した日を含む7日以内に、市有財産売買仮契約を締結しない場合、落札は無効となります。その際、契約辞退届（任意様式）を提出していただきます。

---

## 1 4 契約保証金

---

- (1) 契約締結後、直ちに契約保証金として、売買代金の100分の10以上に相当する金額（入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額）を市が発行する納入通知書で納付してください。
- (2) 契約保証金は、売買代金完納後、契約者の提出した契約保証金払出請求書（任意様式）に基づき口座振込で還付しますが、契約者の申出により、当該売買代金の一部に充当することができます。

---

## 1 5 諸費用

---

土地・建物の所有権移転登記については、秋田市が嘱託登記を行いますが、契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に関する登録免許税等、契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

## 16 その他

---

- (1) 物件は現状有姿での引渡しとなりますので、現地および諸規制等については、必ずご自身で確認してください。
- (2) 本案内書、図面等の記載事項と現況に差異が見られる場合は、現況を優先します。
- (3) 契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減免又は損害賠償の請求もしくは契約の解除をすることができません。
- (4) 物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者の責任において行ってください。
- (5) 越境物等に関する隣接土地所有者との協議は、すべて落札者の責任において行ってください。
- (6) 市有財産の売払いにおいて、市では購入資金の融資や融資あっせん等は行っておりません。ご自身で準備および諸手続を行うこととなります。また、売払代金の分割払いはできません。



# 物 件 調 書

- 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料のため、  
現地および諸規制等については、必ずご自身で確認してください。
- 物件調書の記載内容と現況に差異がある場合は、現況を優先します。

物件番号	1	施設名称	旧チャレンジオフィスあきた
土地の概要			
所在地番	秋田市土崎港西三丁目131番		
地目	宅地		
地積	登記簿面積		実測面積
	3,222.45 m <sup>2</sup>		3,222.45 m <sup>2</sup>
法令に基づく制限	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	近隣商業地域	
		建蔽率 80 %	容積率 200 %
	防火地域	準防火地域	
	立地適正化計画	都市機能誘導区域内 居住誘導区域内	
その他	なし		
土砂災害警戒区域	なし		
道路状況	市道 北側8.0 m 西側9.0 m 東側3.9 m		
上水道	前面道路配管	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
下水道	前面道路配管	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
特記事項			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状有姿（建物の設備、工作物、立木等を含む）での引渡しとなります。現地および諸規制等については、必ずご自身で確認してください。</li> <li>・市街化区域に属しますが、入札に参加する前にご自身で秋田市都市整備部担当課へ利用計画等の相談をしてください。</li> <li>・売払敷地内には、電柱が設置されています。移設等を希望する場合および貸付等の契約については、ご自身で各事業者と協議する必要があります。</li> <li>・境界確認において、フェンス基礎、隅切ブロック等が市道部分に越境していることを確認しています。引渡し後の越境物の取扱いについては、相隣関係で話し合ってください。</li> </ul>			
道路の所在：秋田市土崎港西三丁目212番、213番、215番			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・売払敷地内には、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所が管理する、無散水消雪設備に必要な水源（地下水）確保のための用水井ピットが埋設されており、当該敷地利用に係る市有財産賃貸借契約を締結しております。本契約については、買主に承継するものとします。</li> <li>・旧チャレンジオフィスあきたは、津波避難ビルに指定されております。売却後、必要に応じて担当課から津波避難ビルの指定に関するご協力をお願いする場合があります。</li> <li>・地盤調査、土壌調査および地下埋設調査は行っていません。</li> <li>・浸水した場合に想定される水深について、秋田市ホームページに掲載されている水害ハザードマップを必ず確認してください。</li> </ul>			

建物の概要	
所 在	秋田市土崎港西三丁目131番地
家屋番号	131番
種 類	事務所
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
床 面 積	1階 1,096.25㎡ 2階 958.68㎡ 3階 924.04㎡
建 築 年	平成元年
特 記 事 項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト調査は実施しておりません。建物の改修又は解体撤去等を行う場合は、関係法令等に従い買主の費用負担と責任において適切に処理してください。</li> <li>・電気、ガス、水道は、使用を停止しております。引渡し後の使用等については、各事業者にお問い合わせください。なお、使用に伴う工事等が必要な場合は、すべて買主の負担となります。</li> <li>・自動ドアは、手動による施錠管理ができないため交換が必要です。</li> <li>・駐車場側陸屋根（2階）について、排水管の詰まりが原因と考えられる滞水を確認しています。</li> <li>・3階ホール上部のトップライトおよび事務室に雨漏りがあります。</li> <li>・東側階段から屋上へつながるドアは、開閉が困難な状態であり修繕が必要です。</li> </ul>	



# 市有財産売買仮契約書（案）

売出人 秋田市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により、土地および建物の売買仮契約を締結する。

この仮契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号および秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年秋田市条例第 18 号）第 3 条の規定により議会の議決に付し、可決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

甲は、議決を得たときは、秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第 37 号）第 127 条第 2 項の規定により、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 甲は、次に表示する物件（以下、「売買物件」という。）を次条に規定する売買代金の額で乙に売り渡し、乙は、現状有姿のままこれを買受ける。

土 地

所 在	地番	地目	地積	
			登記簿	実測
秋田市土崎港西三丁目	131番	宅地	3,222.45 m <sup>2</sup>	3,222.45 m <sup>2</sup>

建 物

所 在	家屋番号	種類	構 造	延床面積
秋田市土崎港西三丁目 131番地	131番	事務所	鉄筋鉄骨コンクリート造 陸屋根 3 階建	m <sup>2</sup> 2,978.97

2 売買物件に従属する立木、塀、埋設物等の工作物等は、本契約に特別の定めがある場合を除き、乙に帰属する。

3 甲および乙は、売買物件の面積と別途測量した面積との間に相違が生じたとしても、甲および乙は、売買代金の変更等一切の異議を申立てないものとする。

4 売買物件を引き渡し後、境界について紛争が生じても、甲は一切の責任を負わず、乙の責任と負担において処理解決するものとする。

（売買代金）

第 3 条 売買代金の額は、金 円とする。

売買代金の内訳は、土地代金 円、

建物代金 円

（うち消費税及び地方消費税相当額 円）とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額を、この契約締結後、直ちに甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

- 2 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙の申出により契約保証金を当該売買代金に充当することができる。
- 3 契約保証金は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
- 4 契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 5 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

(売買代金の支払)

第5条 乙は、売買代金を、この契約締結後30日以内に、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

(遅延損害金等)

第6条 甲は、乙が第5条に規定する納付期限までに売買代金の残金を支払わなかった場合は、納付期限の翌日から支払った日までの期間に応じ、その未払代金に年3.0パーセントの割合を乗じて算定した金額に相当する遅延損害金を徴収するものとする。

- 2 乙は、第5条に規定する売買代金を納付期限までに支払できないときは、あらかじめ甲に届け出て、その承認を得なければならない。

(所有権の移転および登記の手続)

第7条 売買物件の所有権は、売買代金完納と同時に乙に移転するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、遅滞なく所有権移転登記の手続をするものとする。この場合の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに、引き渡しがあったものとする。

- 2 乙は、売買物件の引渡しを受け、かつ、所有権移転登記の登記完了証および登記識別情報通知を甲から受領したときは、遅滞なく当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により、この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までの間において、当該物件が滅失し、又は損傷した場合においても、売買代金の減免又は損害賠償の請求もしくは契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないことを発見しても、甲に対し、履行の追完の請求、売買代金の減免又は損害賠償の請求もしくは契約の解除をすることができないものとする。

(風俗関連営業等の禁止)

第 11 条 乙は、本契約締結の日から 10 年間は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業および第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業もしくは第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供し、又はその用に供しようとする者に譲渡又は貸し付けてはならない。

2 乙は、売買物件について集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織等の関係者に所有権を移転し、又は権利を設定してはならない。

（実地調査等）

第 12 条 甲は、必要に応じて実地に調査し、又は乙に対して参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく、前項に規定する実地調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第 13 条 乙は、第 11 条の規定に違反したときは、甲に対して、売買代金の 3 割に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第 18 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除等）

第 14 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除され損失を受けても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

3 乙は、第 1 項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲から乙にこの土地を引き渡した日から甲が乙からこの土地の返還を受けた日までの土地賃借料相当額を、甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。

4 前項の土地賃借料相当額の年額は、普通財産貸付料算定基準に定めるところにより算定した、土地の引渡しから契約の解除をする間の各年の額とし、1 年未満の土地賃借料相当額は、当該年額を日割り計算により算出した額とする。

（売買代金の返還）

第 15 条 甲は、前条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、既に売買代金を収納しているときは、これを乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

（乙の原状回復義務）

第 16 条 乙は、甲が第 14 条第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又は毀損しているときは、契

約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第17条 甲は、第14条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙が売買物件に支出した改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても償還しないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条に定める違約金又は第16条第2項もしくは前条に定める義務の不履行により発生した損害賠償金を甲に支払うべき金額があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約および履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴訟は、秋田市役所所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

(疑義の決定)

第22条 この契約に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 沼谷 純

乙

# 様 式

入札書

入札保証金納付書

委任状

代表者選任届

誓約書(個人)

誓約書(法人)

役員等名簿

質問書

# 入札書

入札案内書を承知のうえ、下記のとおり入札します。

記

入札金額 (税抜き)		十億		百万		千		円

入札金額内訳

土地		十億		百万		千		円
建物 (税抜き)								

※ 入札金額の数字の前には¥(円記号)を記入してください。  
建物には消費税がかかりますが、消費税を含まない金額を記載してください。

物件番号	物件の所在地

令和 年 月 日

(入札者) 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(宛先) 秋田市長

(注) 代理人が入札する場合は、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入するとともに、代理人の氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印すること。

(様式第2号)

# 入札保証金納付書

金 円 也

入札保証金として上記金額を納付します。

物件番号	物件の所在地

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

(代理人氏名)

印

印

(宛先) 秋田市長 沼谷 純

(様式第3号)

# 委任状

代理人 住所

氏名

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、次の市有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

物件番号	物件の所在地

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(宛先) 秋田市長 沼谷 純

(様式第4号)

## 代表者選任届

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市長 沼谷 純

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

市有財産(所在: )を共同買受したいので  
一般競争入札に当り下記の者を代表者に選任し、一般競争入札に関する一切の権限を委任し  
ます。

記

住 所

氏 名

印

## 誓約書

私は、市有財産の売払いに係る入札への参加に当たり、次の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、秋田市長が必要と認める場合には、入札時に提出する個人情報を、秋田県警察本部に提供することについて同意します。

### 記

申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市長 沼谷 純

住 所

氏 名

印

## 誓約書

私は、市有財産の売払いに係る入札への参加に当たり、次の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、秋田市長が必要と認める場合には、別紙「役員等名簿」および入札時に提出する個人情報、秋田県警察本部に提供することについて同意します。

### 記

申込者および申込者の役員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市長 沼谷 純

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(様式第7号)

役員等名簿

役職	氏名		性別	生年月日
	漢字	カナ		

※現在事項全部証明書に記載されている役員全員(代表者を含む)を記載してください。

# 質 問 書

令和 年 月 日

(宛先)秋田市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

市有財産(土地・建物)売払一般競争入札について、以下のとおり質問します。

質 問 内 容

受付期間：令和8年2月9日（月）から令和8年3月27日（金）

E-mail : ro-fnpr@city.akita.lg.jp

提出書類等一覧表

入札者	身分証明書 (注1)	住民票 (注2)	委任状	誓約書	役員等名簿	代表者 選任届	法人登記簿 謄本	印鑑	入札保証金 (注3)	入札保証金 納付書
個人による入札	本人	○	-	○	-	-	-	○	○	○
	代理人	○	○	○ 本人および代理人	-	-	-	○ 代理人	○	○
	共同買受人	○	-	○ 共同買受人全員	-	○	-	○ 入札代表者	○	○
	共同買受人 の代理人	○	○	○ 共同買受人全員 および代理人	-	-	-	○ 代理人	○	○
法人による入札	法人代表者	-	-	○ 法人代表者	○	-	○	○ 法人代表者	○	○
	法人代表者 の代理人	-	○	○ 法人代表者 および代理人	○	-	○	○ 代理人	○	○
	共同買受人 (法人代表者)	-	-	○ 法人代表者全員	○	○	○ 法人全部	○ 入札代表者	○	○
	共同買受人の代理人 (法人代表者の代理人)	-	○	○ 法人代表者全員 および代理人	○	-	○ 法人全部	○ 代理人	○	○

(注1) 身分証明書

入札日前3か月以内に本籍地のある市区町村長等の発行した証明書。

(注2) 住民票

個人番号(マイナンバー)の記載がなく入札日前3か月以内に発行されたもの

(注3) 入札保証金

現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手。